

別府市職員研修業務委託仕様書

1 趣旨

別府市では、民間の職員研修事業者と協同して、職員の育成、意識改革及び組織の強化を目的とした研修制度を構築及び実施するため、職員研修業務を委託することとした。

本仕様書は、別府市（以下「甲」という。）と受託事業者（以下「乙」という。）が契約する標記業務委託について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1)業務名

別府市職員研修業務

(2)業務内容

別府市職員（消防職員及び教職員を除く。）に対する研修の企画、実施運営、効果測定、活用等に関する業務

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(4)実施場所

別府市役所（別府市上野口町1番15号）他

3 委託する業務

委託する業務は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日までは、甲と協議のうえ研修の企画及び実施運営の準備業務（以下「企画業務」という。）を行い、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで当該企画に沿った研修プログラムを実施する業務とする。具体的には、別紙1「業務の実施区分」に掲げる業務のうち、実施区分の乙欄に「○」を記載した業務とする（甲欄に「○」を記載した業務について乙の業務とする提案も可とする。）。

ただし、企画業務に該当するものについて、乙は、甲の求めに応じた企画書等を作成し提出するものとし、甲は、乙が提出する当該企画書等により検査を行うものとする。

4 委託料に含まれない費用の負担の区分

委託料に含まれない費用の甲、乙の支出区分については、別紙2「委託料に含まれない費用の支出区分」のとおりとする。

5 委託料の支払い

委託料の支払いについては年度毎、別紙2「委託料の支払限度額」の範囲内において支払うものとし、詳細については甲乙が締結する委託契約書にて定めるものとする。

6 上記以外の事項については、甲乙協議のうえ決定する。